

令和 6 年第 2 回東員町教育委員会会議録

東員町教育委員会

- 1 開 会 令和 6 年 2 月 2 6 日 (月) 午前 1 0 時 4 0 分
- 2 閉 会 令和 6 年 2 月 2 6 日 (月) 午前 1 2 時 1 0 分
- 3 場 所 東員町総合文化センター 第 1 研修室
- 4 出 席 者

教育長	日置 幸嗣
教育長職務代理者	向山 節雄
委員	木村 陽一
委員	松宮 あけみ
委員	川瀬 理絵
＜事務局＞	
事務局長	岡本 幸宏
教育総務課長	中村 幹人
学校教育課長	千坂 勝彦
社会教育課長	田中 豊
学校教育課副課長	伊藤 隆康
学校教育課課長補佐	山口 美樹
学校教育課主幹	高田 佳和
社会教育課課長補佐	山下 哲郎
教育総務課副課長	吉田 尚生
教育総務課課長補佐	山中 剛
- 5 会 議 事 項 別紙のとおり

(別紙) 会議事項

1 開会の辞

(事務局長)

ただ今から、令和6年第2回東員町教育委員会を開会いたします。
それでは、教育長に進行をお願いいたします。

2 前回会議録の確認

(教育長)

それでは、しばらく時間をとりますので、前回会議録の確認をお願いいたします。

＜前回会議録の確認＞

何か質問はございますか。無ければ会議終了後に署名をしていただきます。

3 事務報告、事務計画

(教育長)

事務報告、事務計画について説明します。

＜以下、事務報告、事務計画資料により説明＞

何か質問はございますか。無ければ議事に移ります。

4 議事

議案第1号 令和5年度末教職員の人事異動について

(教育長)

議案第1号、令和5年度末教職員の人事異動について、人事に関わる議案ということで非公開とさせていただきます。

＜議案第1号 非公開＞

議案第2号 東員町学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 東員町立小中学校事務処理等規程の一部を改正する規程の制定について

議案第4号 東員町小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

(教育長)

議案第2号、東員町学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第3号、東員町立小中学校事務処理等規程の一部を改正する規程の制定について、議案第4号、東員町小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、関連する議案ということで、一括して事務局の説明を求めます。

(学校教育課副課長)

議案第2号、東員町学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第3号、東員町立小中学校事務処理等規程の一部を改正する規程の制定について、議案第4号、東員町小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明します。

＜以下、議案第2号、第3号及び第4号資料により説明＞

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

＜挙手＞

(教育長)

議案第2号、第3号及び第4号は、満場一致で承認されました。

議案第5号 東員町中学校部活動のあり方検討委員会設置要綱の制定について

(教育長)

議案第5号、東員町中学校部活動のあり方検討委員会設置要綱の制定について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課主幹)

議案第5号、東員町中学校部活動のあり方検討委員会設置要綱の制定について説明します。

＜以下、議案第5号資料により説明＞

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。中学校の部活動については働き方改革に繋がってくるということで、要綱を制定して取り組みを進めて参ります。それでは、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

<挙手>

(教育長)

議案第5号は、満場一致で承認されました。

議案第6号 令和6年度東員町教育基本方針（案）について

(教育長)

議案第6号、令和6年度東員町教育基本方針（案）について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課主幹)

議案第6号、令和6年度東員町教育基本方針（案）について説明します。

<以下、議案第6号資料により説明>

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。総合教育会議の中で、委員からもわかりやすくシンプルにというご意見をいただきました。

(学校教育課主幹)

可能な限り検討しておりますが、取り組んでいる事業について保護者に理解をいただくことを前提としており、すべてをコンパクトにすることはできませんが、できるだけ見やすいものにしようと努力しておりますのでご理解願います。

(教育長)

レイアウトや色付け等で工夫させていただきます。ご質問等が無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

< 挙手 >

(教育長)

議案第 6 号は、満場一致で承認されました。

議案第 7 号 東員町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長)

議案第 7 号、東員町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課課長補佐)

議案第 7 号、東員町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

< 以下、議案第 7 号資料により説明 >

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

< 挙手 >

(教育長)

議案第 7 号は、満場一致で承認されました。

議案第 8 号 東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長)

議案第 8 号、東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課課長補佐)

議案第8号、東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

<以下、議案第8号資料により説明>

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

<挙手>

(教育長)

議案第8号は、満場一致で承認されました。

議案第9号 給食費の改定について（諮問）

(教育長)

議案第9号、給食費の改定について（諮問）、事務局の説明を求めます。

(教育総務課長)

議案第9号、給食費の改定について（諮問）説明します。

<以下、議案第9号資料により説明>

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。

(委員)

9月から改定するということですか。

(教育総務課長)

はい、そのとおりです。4月から7月までの超過する分については、町で負担することとなります。

(委員)

この資料を保護者に周知するのですか。

(教育総務課長)

いいえ、審議会に諮問する資料です。1月に審議会を開催して給食費の現状を説明し、委員から給食費の改定はやむを得ないというご意見もありました。また、保護者への周知は丁寧にするようご意見をいただき、対応して参ります。

(教育長)

本当は無償化できれば良いのですが、現状では難しく、交付金等があれば、できるだけ保護者負担が軽減できるよう考えて参りますが、工夫だけでは立ち行かなくなるほど物価が高騰しており、保護者にも負担をお願いしていく提案でございます。その他ご意見、ご質問はいかがでしょうか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

<挙手>

(教育長)

議案第9号は、満場一致で承認されました。

議案第10号 東員第一中学校建設事業請負契約の締結について

(教育長)

議案第10号、東員第一中学校建設事業請負契約の締結について、事務局の説明を求めます。

(教育総務課長)

議案第10号、東員第一中学校建設事業請負契約の締結について説明します。

<以下、議案第10号資料により説明>

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

< 挙手 >

(教育長)

議案第 1 0 号は、満場一致で承認されました。

議案第 1 1 号 財産の取得について

(教育長)

議案第 1 1 号、財産の取得について、事務局の説明を求めます。

(教育総務課長)

議案第 1 1 号、財産の取得について説明します。

< 以下、議案第 1 1 号資料により説明 >

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。

(委員)

3 月議会までに間に合わない土地は、契約できそうですか。

(教育総務課長)

現在も話を進めており、ほぼ、契約していただけたような感触です。

3 月議会に上程できない土地につきましては、契約ができ次第、臨時
議会で承認を得て参りたいと考えております。

(教育長)

それでは、議案第 1 1 号について、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

< 挙手 >

(教育長)

議案第 1 1 号は、満場一致で承認されました。

議案第１２号 東員町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号 東員町体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

（教育長）

議案第１２号、東員町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１３号、東員町体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、一括して事務局の説明を求めます。

（社会教育課課長補佐）

議案第１２号、東員町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１３号、東員町体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

<以下、議案第１２号及び第１３号資料により説明>

（教育長）

公の施設の使用料につきましては、一部を除き、ほとんどが少し値上げしています。改定する考え方を説明してください。

（社会教育課課長補佐）

全庁的な取り組みとして総務課が基本方針を策定し、これに基づき統一した基準で使用料を算定し、また、併せて近隣市町の状況や物価上昇率を考慮し算定しております。

（教育長）

只今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

（全委員）

<挙手>

（教育長）

議案第１２号及び第１３号は、満場一致で承認されました。

議案第14号 令和5年度東員町教育予算（一般会計補正予算第8号）について

（教育長）

議案第14号、令和5年度東員町教育予算（一般会計補正予算第8号）について、事務局の説明を求めます。

（教育総務課長）

議案第14号、令和5年度東員町教育予算（一般会計補正予算第8号）について説明します。

＜以下、議案第14号資料により説明＞

（学校教育課長）

＜以下、議案第14号資料により説明＞

（教育長）

議案第14号について、何か質問はございますか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

（全委員）

＜挙手＞

（教育長）

議案第14号は、満場一致で承認されました。

議案第15号 令和6年度東員町教育予算（一般会計当初予算）について

（教育長）

議案第15号、令和6年度東員町教育予算（一般会計当初予算）について、事務局の説明を求めます。

（教育総務課長）

議案第15号、令和6年度東員町教育予算（一般会計当初予算）について説明します。

＜以下、議案第15号資料により説明＞

（学校教育課長）

＜以下、議案第15号資料により説明＞

(社会教育課長)

＜以下、議案第15号資料により説明＞

(教育長)

議案第15号について、何か質問はございますか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

＜挙手＞

(教育長)

議案第15号は、満場一致で承認されました。

議案第16号 就学援助について

(教育長)

議案第16号、就学援助について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案第16号、就学援助について説明します。

＜以下、議案第16号資料により説明＞

(教育長)

只今の説明について、ご質問はございますか。無ければ、承認いただける方は挙手を願います。

(全委員)

＜挙手＞

(教育長)

議案第16号は、満場一致で承認されました。議案については以上でございます。次に、その他に移ります。

5 その他

・後援について

(教育長)

後援第6号について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課長)

後援第6号、映画「弁当の日」上映会及び安武信吾監督講演会について説明します。

<後援第6号資料により説明>

(教育長)

後援第6号について、何かご質問はありますか。無ければ後援させていただきます。続きまして、後援第7号から第9号について、事務局の説明を求めます。

(社会教育課長)

後援第7号、春休み はじめてのわくわくスポーツ体験 i n 東員町について説明します。

<後援第7号資料により説明>

次に、後援第8号、第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会三重県大会兼第33回三重県スポーツ少年団軟式野球交流大会について説明します。

<後援第8号資料により説明>

次に、後援第9号、T o i n ひばり教室について説明します。

<後援第9号資料により説明>

(教育長)

後援第7号から後援第9号について、何かご質問はありますか。無ければ後援させていただきます。

・次回定例教育委員会日程について

(教育長)

次回定例教育委員会日程について、事務局お願いします。

(教育総務課長)

次回ですが、令和6年3月26日(火)午前9時30分からから東員町教育委員会を開催することとしてよろしいか。

(全委員)

異議なし。

6 閉会の辞

(事務局長)

これをもちまして、令和6年第2回東員町教育委員会を閉会いたします。